

令和3年1月29日召集

令和2年度1月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和2年度1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月29日(金) 午後1時55分から午後2時40分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(19人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	14番	高橋	潤一	15番	阿部信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(一人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について(取り下げ)

追加議案

議案 第3号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案 第4号 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹

農政振興係長 和田 友宏

7. 会議の概要

事務局長	定刻より若干早いですが、委員の皆様、全員出席ですので、これより始めさせていただきます。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長 お願いします。
会 長	<あいさつ>
議 長	ただ今から1月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、1月定例総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声ですので、8番 小林委員、11番 曾山委員を指名いたします。それでは議案に入る前に報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声ですので、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	資料1、議案書5ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区件8件、味方地区2件、月潟地区4件でございます。1号、2号は中間管理機構を通した権利設定にするための解約で、議案第1号中間管理新規9号の関連案件、3号は賃借人の変更による解約で、議案第1号一般案件新規4号の関連案件、4号から6ページ7号までは賃借人の都合による解約、8号は農地転用による解約で、農地法第5条転用届出1号の関連案件、7ページ9号は賃借人の変更による解約で、議案第1号一般案件新規27号及び売買4号の関連案件、10号は中間管理機構を通した権利設定にするための解約で、議案第1号中間管理新規22号の関連案件、11号は賃借人の変更による解約、12号及び8ページ13号は賃借人の都合による解約、14号は農地売却による解約です。以上で報告を終わります。
議 長	事務局からの説明は終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。

議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。資料2新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

今回は新規の案件が利用権設定34件、売買10件、合計44件、利用権の更新が48件となります。申出等を踏まえ事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2、①一般案件の表紙をめぐっていただき、令和3年1月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区利用権設定、契約期間3年、件数1件、田、4,624㎡、契約期間6年、件数5件、田、34,239㎡、契約期間10年、件数20件、田、173,165㎡、畑、3,469㎡、所有権移転、売買3件、田、3,277㎡、畑、548㎡、合計で件数29件、面積219,322㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間6年、件数2件、田、10,912㎡、畑、117㎡、契約期間10年、件数3件、田、39,296㎡、畑、495㎡、所有権移転、売買1件、田、12,234㎡、合計で件数6件、面積63,054㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間10年、件数3件、田、16,249㎡、畑、3,002㎡、所有権移転、売買6件、田、11,973㎡、畑、5,094㎡、合計で件数9件、面積36,318㎡です。

続いて、次のページ、更新について、白根地区、利用権設定、契約期間3年、件数4件、田、22,257㎡、契約期間6年、件数1件、田、5,676㎡、契約期間10年、件数32件、田、266,734㎡、畑、2,911㎡、合計で件数37件、面積297,578㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間6年、件数1件、田、4,351㎡、契約期間10年、件数5件、田、86,189㎡、合計で件数6件、面積90,540㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間3年、件数1件、畑、2,030㎡、契約期間10年、件数4件、田、2,042㎡、畑、20,674㎡、合計で件数5件、面積24,746㎡です。一枚めぐっていただき、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間3年が6件、田畑合計で28,911㎡、契約期間6年が9件、田畑合計で55,295㎡、契約期間10年が67件、田畑合計で614,226㎡、所有権移転が売買10件、田畑合計で33,126㎡、農地異動の合計は92件、731,558㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページから7ページの1号か

ら34号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法として口座振替又は現金、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期・終期の期間が記載されています。申請案件9号について、借賃が他の契約と比べ高い金額となっておりますが、この金額で間違いがないことを確認しております。

次に、利用権の更新については8ページから17ページの1号から48号です。記載項目につきましては新規の利用権設定と同様です。貸借期間の終期に合わせて、利用権の再設定をするものとなります。令和3年3月に期間が終了する契約について、令和2年9月に受け手・出し手の双方に終期・更新の通知書を送付しています。

次に、所有権移転の売買については17ページの1号から10号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。

内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転・引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、いずれも譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。申請案件1号・5号・7号の譲受人の経営面積が、新潟市南区農業委員会農地移動適正化あっせん基準に定めのある経営基準面積、260aを下回っておりますが、畑や樹園地についてはそれぞれ水田20a相当・50a相当に換算して経営基準面積を算定することとされており、いずれも、換算後の面積は260aを上回ることを確認しております。また、売買の申請案件8号につきましては、7ページの新規の利用権設定33号と関連があります。こちらにつきましては、法人の構成員である方が農地を購入し、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に新規の利用権設定の申請が行われております。同じく、売買の申請案件10号につきましては、次に説明する農地中間管理事業と関連があります。こちらにつきましても、法人の構成員である方が農地を購入し、中間管理機構を経由して、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に申請が行われております。

続いて、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただき、令和3年1月の利用権促進事業、農地中間管理事業、地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数19件、田、192,442㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数3件、田、37,030㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数1件、田、3,063㎡です。農地異動の合計は、件数23件、面積合計で232,535㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただき、1ページから5ページの1号から23号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。なお、先ほど説明いたしました売買の申請案件10号の関連案件は、5ページの23号となります。以上で説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。ここで、資料2、議案第1号に委員の関連案件がありますので、先議を行います。農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、

関係委員はその審議から除斥されることとなりますので、退室をお願いします。一般案件6ページ新規28号、30号及び7ページ31号の関係委員は退室をお願いします。

(19番 清水委員 退室)

議長 それでは利用集積計画の一般案件、新規28号、30号及び31号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、利用集積計画の一般案件、新規28号、30号及び31号について、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員に入室いただいでください。

(19番 清水委員 入室)

議長 それでは、先議した案件以外の議案第1号について、ご質問、ご意見はありませんか。

10番 帯瀬委員 10番 帯瀬です。議案書19ページの6号について、売買価格が総額100万円となっており、10a当たり98万円になっているが、どういうことか。

事務局 売買価格が総額100万円ですので、10a当たり約50万円程度になり、記載ミスになります。

議長 よろしいですか。

10番 帯瀬委員 はい。

議長 他にありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ないようですので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、資料1の議案書1ページ、議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、1月26日付けで申請者から取り下げ願いが提出されましたので、1月定例総会の議案より取り下げることいたします。理由についてはのちほど、調査委員長より報告してもらいます。

つづきまして、追加議案第3号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 資料1、議案書2ページをご覧ください。追加議案第3号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。味方地区1件でございます。

1号ですが、申請地を実際に耕作している譲受人が贈与を受けるものです。当日配布資料、農地法第3条調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、追加議案第3号は調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議 長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第1調査委員長の8番 小林委員から報告をお願いいたします。

第1調査委員長 去る、1月26日 午後2時から、第1調査委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請1件、農地法第3条許可申請1件でしたが、農地法第5条許可申請については取り下げになりましたので、経過を報告いたします。

資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、代理人から事情聴取を行いました。転用目的は、個人住宅増築敷地ですが、申請内容の確認をしたところ、増築部分の計画が変更になる可能性があること、また、建設課との協議が未了であることが判明したことから、農地転用の確実性が見込めないと判断し、現時点では許可をすることができないため、今後、転用計画が確実になり、建設課との協議が終了した段階で、再度、申請していただくよう指導し、了解を得たことから取り下げとなりました。

続いて、2ページの追加議案、農地法第3条許可申請1号です。申請地は西白根の畑1筆、7

4㎡で、契約内容は贈与です。申請内容は、譲受人が申請地と隣接する農地を所有・耕作されており、この自己所有農地と共に申請地を以前から一体として耕作していることから、譲受人が贈与を受けるものです。なお、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第1調査委員会の報告を終わります。

議 長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、ただいまの案件について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、追加議案第3号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第3号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

つづきまして、追加議案第4号 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、ご説明いたします。右上に四角囲で別紙と記載のあります、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見をご覧ください。

例年であれば、年明けに市長との懇談会が開催され、その際に意見等を直接お伝えしていたところですが、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、懇談会が中止となりました。それに代わり、意見書としてまとめたものを市長に提出することとなりました。各区の農業委員会から寄せられた意見等について、中央農業委員会でもまとめたものがお手元の資料となります。南区からの意見として、資料の最後、(2)生産者を側面から支える消費・販路拡大の取組についてとして記載されております。内容としては、生産者に向けた施策と併せ、消費者に向けた施策は農業振興の両輪です。少子高齢化に伴い、日本の人口は減少し、また、高齢者層が拡大することにより、米に限らず、農産物の消費は年々減少していきます。そのような状況においても、農地や機械・施設といった農業生産の基盤を遊休化させることなく、余すことなく活用したうえで、生産者の所得を確保しようとするれば、消費・販路の拡大が大変重要となります。今後一層、輸出を含めた産地間における競争を伴う地産外消と、市民・県民に安全・安心な地場産食材を当たり前のように食べてもらう地産地消の取組を、両方同時に進めるような消費・販

路の拡大の推進をお願いします。という形でまとめさせていただきました。この内容で意見を提出してよろしいか、ご審議くださいますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、追加議案第4号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、追加議案第4号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第4号 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、提案のとおり決定いたします。

つきまして、報告事項に入ります。一括して事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 新潟市農用地利用配分計画案について説明します。資料3の新潟市農用地利用配分計画案をご覧ください。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。1枚めくっていただいて、令和3年1月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数19件、田、192,442㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数3件、田、37,030㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数1件、田、3,063㎡です。農地異動の合計は、件数23件、面積合計で232,535㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページから5ページの1号から23号となります。農地の所在、地目、面積等については記載のとおりです。このほか、中間管理権の移転が3件ありました。詳細につきましては6ページのとおりとなります。

続きまして資料1、議案書4ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件でございます。転用内容につきましては、事業用造成敷地です。

続いて9ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件、味方地区1件、月潟地区2件でございます。

相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はございませんでした。以上で、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

1 0 番
帯瀬委員

合意解約が提出された農地法第5条転用届出について、ほか2名は身内の方ですか。

事務局

5筆の転用届出の中で、賃借権が設定されていた農地1筆について合意解約が提出されました。ほか2名は身内ではなく、5筆を3名の方が所有者しております。

議長

よろしいですか。

1 0 番
帯瀬委員

はい。

議長

他にありませんか。

(質問なし)

議長

質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議長

無いようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了し、
以上で1月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

〈連絡事項〉

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 小 林 裕

署名委員 曾 山 茂